

大分市議会政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、大分市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年大分市条例第1号）第9条第2項及び第3項の規定により提出された政務活動費に係る収支報告書、会計帳簿及び領収書その他の証拠書類の写し（以下「収支報告書等」という。）の閲覧について必要な事項を定めることにより、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第16項に規定する政務活動費の使途の透明性を確保することを目的とする。

(収支報告書等の閲覧)

第2条 収支報告書等は、当該収支報告書等に係る政務活動費の交付を受けた日の属する年度の翌年度の7月1日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日）から閲覧することができる。

- 2 何人も、議長に対し、収支報告書等の閲覧を請求することができる。
- 3 収支報告書等の閲覧を請求しようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（別記様式）を議長に提出しなければならない。
- 4 議長は、前項の規定による請求があったときは、非公開情報（大分市情報公開条例（平成16年大分市条例第3号）第7条第1項に規定する非公開情報をいう。）が記録されている部分を除き、収支報告書等を閲覧に供するものとする。

(閲覧所)

第3条 収支報告書等の閲覧場所（以下「閲覧所」という。）は、大分市荷揚町2番31号大分市議会事務局内とする。

(閲覧時間等)

第4条 閲覧時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

2 閲覧所の休日は、祝日法による休日、日曜日及び土曜日並びに12月29日から同月31日まで、1月2日及び同月3日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、議長が特に必要があると認めるときは、閲覧の全部又は一部を休止することができる。

(遵守事項)

第5条 閲覧者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 係員の指示に従うこと。

(2) 閲覧所から収支報告書等を持ち出さないこと。

(3) 収支報告書等は、丁重に取り扱うものとし、破損、汚損、加筆等の行為を行わないこと。

(4) 閲覧所では、音読、談話等他の閲覧者の迷惑になる行為を行わないこと。

(5) 議会又は市役所の事務に支障を及ぼす行為を行わないこと。

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 議長は、閲覧者が前条の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は禁止することができる。

(写しの交付)

第7条 閲覧者は、大分市における公文書等の複写に係る実費の徴収に関する規程（平成12年大分市訓令第2号）による費用を負担し、その閲覧した収支報告書等の写しの交付を受けることができる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか収支報告書等の閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程は、大分市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成24年大分市条例第86号）附則第8項の規定により交付されたものとみなされた政務活動費に係る収支報告書等から適用する。

別記様式（第2条関係）

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

年 月 日

大分市議会議長 殿

請求者 氏 名

（法人その他の団体は、その名称及び代表者の氏名）

住 所

（法人その他の団体は、主たる事務所の所在地）

連絡先

次のとおり、政務活動費に係る収支報告書等の閲覧を請求します。

閲覧するに当たり、大分市議会政務活動費の収支報告書等の閲覧に関する規程を遵守します。

対象年度	年度分
対象会派名	